

2次評価（基本施策評価）結果について

各基本施策の総合評価

基本施策		評価責任者 （基本施策主管課長）	総合評価（今後の展開、事業の見直し等）
1	10万市民の健康を維持する	健康推進課長	市駅前再開発事業により建設される保健センターにおいて、指標達成にむけて、特に現在の自分の健康状態を知り、生活習慣の改善に結びつける疾病予防の健康教育・指導の充実を行う。
2	身近なところで高度な医療を提供する	健康推進課長	伊賀市の現在の救急医療体制については、医師不足の現況下では伊賀地域（広域）の医療体制整備をどのように具体化するかに絞られている。現在、その方向性・整備方針について、三重大学、公立2病院、医師会、三重県健康福祉部を交えて協議・調整中である。
3	高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	介護高齢福祉課長	市は地域福祉の現状と課題を常に的確に把握し、それに対応する施策の立案を適時に行わなければならない。 政策立案に際し、社会福祉協議会が持つ知識や経験の提供を求める。 また、それを実行する地域（住民自治協議会など）や、ボランティア団体等とともに、社会福祉協議会の活動が必要である。
4	子どもや高齢者を地域ぐるみで见守る	介護高齢福祉課長	行政や、社会福祉協議会、福祉サービス事業者が担っていた役割の一部を、地域が地域で可能な範囲を担うことで、市民の経済負担、市の財政負担が軽減され、安心は継続できる。 平成23年度までのモデル事業で得る一定の成果を元に、市全域の自治協議会が利用できる「事業実施マニュアル」を作成し、各地域へ事業普及を図り、安心なまちづくりのため効果が見込める。
5	障がいのある人の自立した生活を支える	障がい福祉課長	平成25年の基本施策指標の目標値を達成するために、現在実施されている施策等について、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」等で協議を行う。
6	高齢者の健やかな生活を支える	介護高齢福祉課長	老人日常生活用具給付事業など利用が少ない事業の必要性や、軽度生活援助事業のメニューの追加など、利用者のニーズ把握や利用しやすさを検討すべき。
7	老後の生活や低所得者の自立を支える	介護高齢福祉課長	一般的に高齢者はその生活を年金に頼りがちである。寝たきり高齢者の介護の負担が大きいにせよ長期の寝たきり高齢者すべてに所得制限無しに助成していることなどから、高齢者であっても一定の所得制限が必要。
8	子どもを生み育てやすい環境をつくる	こども家庭課長	保護者の勤務形態の多様化、長時間化などに伴い、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスのより一層の充実が必要となっている。保育所（園）では、老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な施設整備が必要である。保育サービスの維持・向上を図るため、施設の統合による適正配置や運営面での民間活力の導入についての検討が必要である。 国において、待機児童解消のため、保育所整備の早急な必要性を取り上げられているが、補助金等の制度面での結論が出されていない。平成23年1月頃、一時的な制度改正がなされると予想される。動向を見ながら検討を進める。
10	少子化に歯止めをかける	こども家庭課長	子育て支援や子どもの健全育成を推進するためには、行政だけでなく、市民や地域全体で取り組む必要がある。 そのためには、地域における子育て支援の拠点施設となる地域子育て支援センターの充実を図る。 また、児童虐待の発生予防と早期発見に努め、適切な対応をするためには、各関係機関や地域住民の連携、協力が必要である。
11	高齢者や障がいのある人などの権利を守る	介護高齢福祉課長	今後益々判断能力が不十分な一人暮らしの高齢者が増える見込みの中で、権利擁護事業の利用者も増加する。 現在の一律に行っている利用助成（地域福祉権利擁護事業補助金）も、能力に応じ利用者の負担も検討すべきである。

12	犯罪や交通事故を未然に防ぐ	市民生活課長	加齢に伴う身体的機能の低下などが交通事故につながることから、運転技術や交通法規の再認識し、一人ひとりの交通安全に対する認識を高める機会となり、必要性が高い。 高齢化が進展し対象者が増加することから、実施回数を増やす必要がある。
14	感染症などの流行、拡大を防ぎ、食の安全を確保する	健康推進課長	感染拡大の防止は注意喚起も必要とする。このことから、食の安全を確保することにおいて、平成22年度から伊賀市食生活改善推進協議会が1本化となったこともあり、統一した栄養教室での危機管理講習を進める。
15	自然災害等への十分な備えをする	総合危機管理室長	洪水被害対策のため、河川改修・ダム・遊水地などの治水施設の整備促進は重要であり、また、災害の事前対策として、防災備品・防災倉庫の整備をはじめ、木造住宅の耐震診断・耐震補強に対する支援、住民に達するまでの情報伝達手段の確立が強く求められていることから、事業内容の慎重な精査が必要となります。
16	火災を防ぎ、市民の命を救う	消防総務課長	市民が安心して暮らせるまちづくりのため、消防体制の整備強化を図らなければならないことから、消防広域化の検討を行い、地域活動における消防団員の適正化に努めるとともに、消防水利については出火率の高い住宅密集地域で水利の充足率が低いところから整備強化を進めていき、救急救命士をはじめ、職員の専門知識の取得研修について、今後も計画とおりに進めていきたい。また車両整備については財政状況等により思うように耐用年数内での更新はできないが、複雑多様化する災害に対応できるよう車両の更新を今後も計画どおり進めていく。
17	自然を守り、未来へと引き継ぐ	環境政策課長	広く市民に環境問題を広めるためにも環境セミナーによる開催回数の増やそれぞれの学習での参加者を積極的に啓発する。
19	自然と共生する、住みよいまちをつくる	環境政策課長	本市は、市民の安全、安心面を考え敏速な対応に心がけるため直営で環境分析を行なっている。今後の展開として公害を未然に防ぐため早期発見、苦情の増加を抑制するためにも市内企業への徹底した指導、また、有効な検査地点となるよう測定地点の見直しなどの実施を図り環境保全に努める。
20	美しい川の環境を維持する	建設1課長	現在実施している里川改修工事を早期に完了させ、新規の事業採択に当っては、費用対効果に留意し国の補助メニューを活用すると共に採択基準を明確にして緊急度の高い河川を採択する。 浸水被害を低くするために、河川堆積土砂の浚渫工事を進める。その際、地元へ残土捨場の確保を要請し工事費の圧縮に務め、効率化によって生じた財源で河川敷内の草刈作業に対する草刈燃料支給の作業協力を拡大する。
21	安全でおいしい水道水を安定供給する	水道部施設課長	平成20年3月策定の「伊賀市水道事業基本計画」（地域水道ビジョン）～ひと・地域（まち）・未来を結ぶ輝く水道をめざして～に基づき、「安全・安心・安定な供給」を図る事業を推進する。
22	全市的に生活排水処理施設を整備する	下水道課長	生活排水処理施設整備率は、現在実施中の農業集落排水3地区及び公共下水道1地区が完了すると、平成30年度には77.2%と想定され、一定の成果が得られる。しかしながら、基本施策名「全市的に生活排水処理施設を整備する」には程遠く、特に中心部においては整備が一向に進まないとの指摘が多い。このことから、本年度整備計画の一部見直しを実施し、事業の推進を図る。
24	ごみを減らす生活を送る	清掃事業課長	資源再利用物回収奨励金交付事業は成熟しているので、交付金の支給方法についての見直しを行い、平成25年度までに一定の方向を定めたい。 資源ごみの回収に努め資源循環型形成社会を推進する。
26	環境問題などに協働して取り組む	環境政策課長	ゴミの減量化に向け市民が一体となった協力体制が必要である。市民に環境問題が身近な問題であることを認識してもらうためには、行政や環境保全団体などとの連携により環境セミナーや環境行事への参加などを呼びかける。今後は、啓発活動の内容の見直しや環境パトロールの強化などを行っていききたい。
27	秩序の中にもにぎわいのある都市空間をつくる	中心市街地活性化推進室長	中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業については、平成25年3月までに事業推進しなければならない。 また、都市計画区域の再編と区域区分の方針については、当市の土地利用にかかる根本の考え方であり、将来を見据えた計画を策定しなければならない。

28	緑化を進め、公園や緑地を整備する	都市計画課長	平成 25 年度の基本施策指標の目標値を達成するために、事業実施を円滑に行い国庫補助金の獲得を予定通り進めて行きたい。また、庭木の整枝・剪定講習会への参加者数の目標達成に向けては、PR の手法を検討することに併せて、事業の実施手法の検討も行うこととする。
29	伊賀市らしい景観を守り、活かす	都市計画課長	住民主体の地域づくりに取り組んで行く必要があることから、シンポジウムの参加者数を増やし、活動団体の内容を住民に周知し、住民主体の事業へと移行する必要がある。また、現在は活動拠点がないため、住民自治協議会との協働で事業を行い、拠点を地区市民センターに移行したい。
30	伊賀市らしい住まいと居住環境を創造する	建築住宅課長	社会的ニーズ、セイフティーネットについては、社会情勢、弱者保護の情勢の変化、人口統計の推移など、今後の計画期間を 10 年間とし、5 年毎に実施の見直し、精査を実施し進める。
31	個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める	学校教育課長	＊「個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める」には、教育内容にかかわる事業と教育環境にかかわる事業を適切に推進していくことが必要です。 ＊教育内容にかかわる事業では、「伊賀市の子どもたちの学力の向上」に向けての取り組みを重点とすることによって、他の事業の内容を見直し限られた予算を効率的に執行していきます。 ＊学力の保障はまさに子どもたちとしては将来の夢の実現に向かう進路保障の取り組みそのものとなります。とりわけ経済的・家庭的状況の厳しい子どもたちや特別に支援を要する子どもたち、外国籍の子どもたちなど社会的に厳しい状況に置かれている子どもたちの教育を保障する事務事業については、事業費を子どもたちへの直接的な支援につながるよう見直していきます。 ＊学校施設は、児童・生徒が 1 日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地域住民の避難場所でもあることから耐震力のない施設については、計画的に耐震補強工事を行い、安全・安心な学校環境の充実を図っていきます。 ＊校区再編については、学校規模の適正化の観点から再編計画にそって進めてめていくこととしますが、保護者や地域の意向も検討しながら、弾力的に推進していくこととします。
33	だれもが生きがいを持てる機会をつくる	中央公民館長	①現在公民館に所属するサークル協議会には運営助成しているが旧市町村における助成を踏襲しており公民館によって格差が大きい。そのため、助成金の総額は縮減を図りながら格差の是正に努める。 ②公民館使用料には館により差がある。また免除（減額）の規定も公民館により取り扱いが異なる。そのため使用料の見直しを行うとともに、免除規定運用の統一化を図る。 ③公民館講座・教室の開催数も公民館により大きな開きがある。参加者の実績も考慮しながら講座数の縮減を検討する。
34	だれもが気軽に楽しめるスポーツを振興する	スポーツ振興課長	市の一体性確立のため、平成 24 年を目標に旧町村単位で開催しているスポーツ大会や体育まつりを市のスポーツ行事から分離し、総合型地域スポーツクラブや住民自治協議会を核とした地域組織による運営に委ねていきたい。また、平成 24 年を目標に体育協会事務局及びスポーツ少年団事務局を民営化（NPO 法人）し、より安定的で継続的な活動を行いやすくするとともに、人件費の削減につなげていきたい。
35	文化・芸術により、豊かな感性と創造性を育む	企画課長	幅広い年齢層の市民が、多くの文化芸術に触れることができる環境づくりと、市民一人ひとりの文化芸術に対する意識の高揚、更に伊賀市という文化歴史に恵まれた地域性を活かした文化力の向上を目指し、平成 25 年度までに既存の事務事業の運営の見直しを行い、より充実した施策としたい。また、文化振興事業にかかる費用対効果的には評価は表しにくいですが、財政的にも事業の役割分担のなかで効率よく事業の展開を図っていきたい。
36	歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	生涯学習課長	『伊賀市史』については、平成 27 年度の間全 7 巻を刊行することになっており、書籍の販路、販売促進を強化し歳入の増加を図る必要がある。文化財施設については、指定管理者に委託をしているが、企画展等の開催数を増やすなど利用者の増加に努める。
37	子どもたちの健やかな成長を促す	生涯学習課長	青少年育成団体が行う研修会等への参加者数を増やすために、学校や地域と関係を密にし P R に努める。

38	互いを認め合い、すべての人の人権を尊重する	人権政策・男女共同参画課長	地域の啓発を進めていくためには、学習教材や研修機会の充実が必要であるが、併せて地域啓発に関わる人材、つまりマンパワーが必要である。これまでの地域啓発が十分進まなかった要因の一つに地域リーダーの不足があげられる。そのためには、人権問題に取り組む責務を有する公務員の参画が必要であり、教職員、市職員が地域住民の立場で、地域での指導的役割を果たせるよう、呼びかけていく。 また、意識調査結果から、学習の機会は職場で得たという回答が多くみられた。このことから、企業に対して、CSRの推進の観点から、人権に配慮した取り組みの先進事例や具体的な取り組みの手法などを示し、情報提供に努めるとともに、学習しやすい環境整備やその支援に積極的に努めていく。 さらに、「集い」「フェスティバル」では、コスト削減を考慮しつつ、「差別の現実深く学ぶ」ことができるよう講演内容を検討しながら、開催を進めていく。
39	部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	同和課	現在実施している事業を実行しながら各地区に人権啓発リーダーの養成を行うとともに人権研修を深めそれぞれの市民の人権力の向上に努め差別のない誰もが尊重できる人権まちづくりに努力する。
40	ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちをつくる	障がい福祉課長	今後、市が建設する公共施設や市が主催するイベント等にユニバーサルデザインの理念を反映させていくためには、伊賀市としての指針（条例・規則等）を作成する必要がある。
41	あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	人権政策・男女共同参画課長	引き続き啓発を進めていく一方で、平成22年度中に女性の人材バンクを開設し、人材の発掘を図るとともに、審議会等政策決定の場での女性登用の拡大に努めていく。そのために、ネットワーク加入団体の拡大を図りつつ、リーダー的人材の育成に重点を置いた事業展開も考えていく。
42	持続的で個性的な農林業を実践する	農林振興課長	H25年度までに各協議会等に負担金や補助金を見直し、農地の確保や有効利用等を図るよう、農組織等を支援し、担い手を確保していく。
43	伊賀ブランドの価値を高め、売り出す	農林振興課長	現在実施されているイベントや各種団体等への負担金・補助金の抜本的な見直しを行う、その上で各種団体等との役割分担を明確にし、観光宣伝事業等にあわせて特に購買力のある大都市圏へのPRを進めていく。H25年度までにイベントや各種団体等の負担金、補助金を見直し各事業等の効率化によって生じた財源を積極的に大都市圏へのPRに活用する。
44	資源ともてなしの心を活かし、観光を振興する	商工労働観光課長	観光客の増加を図っていくには、各観光地周辺地域の住民や商店との連携が必要で、にぎわいの創出まではできても、訪れた観光客に対して郷土の料理や名産の提供など民間の観光産業としての力を発揮願うよう連携・協力の強化を図るとともに、受け入れの社会資本整備について支援の方策を検討する必要がある。
45	住む人にとって魅力ある商店・商店街をつくる	商工労働観光課長	駅前再開発ビルの完成後には、市の一部機能が移転するため、確実に現在より多くの市民が駅前ビルに訪れることになる。いかにそこから商店街へ導けるか（魅力ある商店街として）が重要で、個店、商店街、地元住民が一体となって集客イベントの開催や個店ではきかない高齢者等への宅配サービス・訪問販売など地域での高齢者見守りとしての役割を果たすなど組織として取り組むことに対して支援を図っていきたい。
46	地元に魅力的な雇用の場をつくる	商工労働観光課長	社会経済情勢や産業構造が変化するなかで、新たな就業機会の確保を図っていくには、高年齢者にはシルバー人材センターを通じての支援や若年層には就職セミナーの開催など市でできる雇用施策には限りがあると思われる。このようななか、「ゆめテクノ伊賀」を活用し、企業の第2創業や起業家を育成し新産業を創出することにより就業機会の確保を図ることが重要である。また「ゆめテクノ伊賀」を中心に産学官連携を強化することにより情報交換、交流の場を設け人的ネットワークを強化し、新事業の展開、販路拡大を通じて働く場所の提供を図り、「ゆめテクノ伊賀」での共同研究やインキュベーション室から早く成果（新事業）を導き出すべく支援を図っていきたい。情報等の提供について、情報発信システムである「いがパートナーねっと」では求人情報も発信することができる他、企業側での情報交換などが可能であり、その利用者の拡大を図って行く必要がある。
47	企業誘致により雇用の場を増やす	商工労働観光課長	現在の経済状況において、雇用の場をつくるには企業誘致が直接的であるが、今後少子化が進む中で労働力人口の減少が考えられ、企業の業績回復後には地域での人材不足が懸念されるところである。魅力ある企業が立地し、当地区の企業への通勤圏内に定住人口が増加することが地域経済の発展につながるものと確信している。

48	仕事と子育てを両立できる職場環境をつくる	商工労働観光課長	目標数値の達成（満足度を上げる）は、現在の事業に加え、行政での啓発事業中心にした事業を展開することにより啓発を図りますが、国からの育児休業制度や介護休業制度などの充実を図るため企業等へ制度化実施の強化策が必要であり、また、企業・事業所等においては、その社会的責任を果たすべく、各種制度の充実を積極的に図ることが優秀な人材確保に繋がることになる。また、労働者は、各種制度があれば積極的に利用していく者が増加することが、国民の意識の変革とつながり、仕事と子育てを両立できる職場環境をつくり出せることにつながる。
49	広域的な道路・交通環境を整備する	企画課長	①JR 関西本線は、大阪と名古屋を最短距離で結ぶ国土幹線上の重要な路線であることの認識のもと、複線電化に繋がる利用促進と利便性向上への取り組みについては、引き続き、促進団体、三重県、沿線自治体が一丸となって、要望活動や各種事業の展開を図ることが重要だと考える。②伊賀線については、利用者の減少により、今後、更に経営困難が予測されるため、市が運営補助する平成２８年度までに、何らかの大きな改善策について、伊賀鉄道㈱等と協議・検討が必要ではないかと考える。
50	市内道路網を機能的に強化する	建設１課長	H25 の基本施策指標の目標値を達成するため、現在採択されている道路の新設改良工事の早期完成に傾注する。その上で公共残土の受入や残土処分場の確保、工法の再検討等を行い事業費圧縮に取り組む。 新規の事業採択に当っては、補助事業採択を基本に費用対効果に留意し採択基準を明確にして緊急度の高い道路を採択する。
51	市内交通機関の利便性を高める	企画課長	現在の交通体系をしっかりと検証しつつ、住民ニーズを的確に把握して、バスを必要とする方ができる限りスムーズに目的へ行けるよう、路線の見直しや運行形態などを総合的な視点のもと、本年度に新たな交通計画を策定します。
52	高度情報化に対応した地域と市役所をつくる	情報推進室長	市の課題となる事業が山積する中で、情報化に投資できる予算を有効活用するため投資対効果を十分検討し、市民が必要を感じ、市民の満足度を向上させることができる事業を選択し実施してゆく。そのため行政内部の事務効率化を進め、経費削減効果を検討したシステムの選択を進める必要がある。
54	地域資源を活かして、他地域と交流する	企画課長	平成２５年度の目標値には概ね達成できるものであるが、マンネリ化している状況のなかで、再度、交流内容の効果・効率性を検証しつつ費用対効果の視点から検討をしていきたい。
55	外国人と交流でき、共生できる地域社会をつくる	企画課長	外国人の長期滞在化の状況下、さまざまな生活課題に対する情報提供や相談支援など、外国人にとって暮らしやすい生活環境の整備に取り組んでいます。しかし、多文化共生事業を実施している国際交流協会の事務局は企画課がもち、多文化共生係は通訳者による相談業務などを行っている状況では、NPO やその他支援団体との連携がしにくく、外国人にとってもわかりにくい行政機関となっている。そのため、当事業を推進していくには、多文化共生を担当する部署が関係団体と連携・協働して行うのが適切であり、そのための協議が必要である。
56	広域連携によって、より大きな課題に取り組む	企画課長	ふるさと市町村圏基金の果実事業である伊賀地区ふるさと市町村圏振興補助金については、広域性の高い事業に取り組む団体等は年々減少しているのが現状である。また、参加費が無料の探訪ツアーの参加者数は安定し、一定の評価は得ている。しかしながら、圏域住民のニーズの希薄化に加え、財源である基金果実の減収など、広域的な様々な振興事業の継続の必要性については、再検討の時期を迎えている。
57	伊賀市としての一体感を生み出す	秘書広報課長	目標が、伊賀市全世帯と非常に高い目標にしてあるが、ケーブルテレビ維持管理費軽減事業等を活用して、１世帯でも多くの市民に、行政番組を見ていただくための啓発を行い、加入促進に努める。
58	行政職員の専門家としての能力や意欲を高める	人事課長	他市の例を見る中では、財政状況が厳しい中で、最も予算が削減がされやすい要素ではあるが、当市の姿勢として職員の人材育成には力を入れていくという方針が堅持されている限り、一定の経費は充当されるべきものであると考えられます。 したがって、市民のニーズに応えるためにも、最低限、現状程度の投資は必要であり、今後も継続して事業を展開していくべきであると考えます。

60	市内各地域の特性を活かした分権型のまちをつくる	企画課長	①自治基本条例の見直しについては、条例施行後４年以内に施行状況を勘案・検討し、必要な措置を講ずるとされており、平成１９年度からその作業を進めてきた。その結果、平成２１年度末に見直し（案）が出来上がったものの、同時期に自治協等で組織された「自治組織のあり方検討会」から提言書の受け、現在、庁内で検討中であり、その検討内容によって、さらに条例改正の必要性が出てきた場合には、再度条例の見直しの作業に入る予定としている。②庁舎建設については、現在の場所で全面新築することで、今後事業を進めていく。
61	市内外から多様な主体を受け入れる、開かれたまちをつくる	企画課長	本事業は、いろんな住民が参画・交流できる場としては妥当であると考えているが、事業評価を検証しつつ補助金や役割分担の見直しを行う。
62	豊かさを実現するための地域に合った施策を住民自らが選択する	市民活動推進室長	自治組織の課題を整理し、伊賀市の進むべき方向として補完性の原則に基づくまちづくりを積極的に進めていく。 自主・自律した住民自治協議会の育成とそれを推進していく行政の横断的な組織、体制づくりと支援体制の整備を行なう。 自治振興費の一部を地域包括交付金とすることで、地域が主体性を持って事業の決定や計画の実現を進めることができるようにする必要がある。
63	住民自治活動を活発化させる	市民活動推進室長	市内３８箇所の自治活動の拠点整備を計画的に進めることで、その機能を市民主体により十分に発揮できるものとする。 地域活動支援については、住民自治協議会への財政支援とともに協働事業の推進を視野に入れて見直しを行う。
64	公共サービスの窓口を分かりやすくする	市民生活課長	法律相談などの専門的相談は多額の費用を必要とする場合があり、市が無料の相談窓口を設置していることは意義がある。 対応可能件数を上回る相談の需要がある現状から、回数を増加することが必要となっているが、これまでの申込み実績や、他の自治体の状況などの調査・研究をもとに、受益者負担の導入について検討を行う必要がある。
67	行財政改革を推進する	総務課長	厳しい財政状況下にあっても、市民に最も身近な基礎自治体としての責任を果たしながら、将来にわたって安定した行財政運営を行うため、集中的に行財政構造の改革に取り組み、歳入と歳出の両面から抜本的な見直しを行い、将来に過度な負担を先送りしない財政基盤を早急に確立する必要がある。 職員一人ひとりが常に問題意識を持って事務事業の執行に努め、行財政改革を着実かつ計画的に実施していけるよう、第２次行財政改革大綱実施計画については、できる限り目標の定量化を行い、進行管理の徹底を図る。